

議第66号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和3年9月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、市内の過疎地域における固定資産税の特例を定めるため制定しようとする。

# 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第2条第2項の規定により、過疎地域に公示された地域のうち、高山市過疎地域持続的発展計画で定める産業振興促進区域内において、同計画で定める振興すべき業種の事業の用に供する設備を取得等（法第23条に規定する取得等をいう。以下同じ。）した者に係る固定資産税の特例を定めることを目的とする。

## (固定資産税の課税の免除)

第2条 市長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける家屋及び償却資産（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する特別償却設備であるものに限る。）を前条に規定する事業の用に供するため、取得等した者（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人にあっては、新設又は増設を行うものに限る。）について、当該取得等した家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について新たに課されることとなった年度から3箇年度分に限り免除する。

## (申請書の提出)

第3条 前条の規定による課税免除を受けようとする者は、毎年1月31日までに規則で定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、当該申請を承認し、又は却下したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

## (変更事項の届出)

第4条 固定資産税の課税免除を受けた者は、前条第1項の申請書の記載事項に変更があったときは、その事実の発生した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

## (課税免除措置の取消し又は停止)

第5条 市長は、固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その課税免除の措置を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 市税を納付期限までに完納しなかったとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により課税免除を受け、又は受けようとしたとき。

(4) その他市長が特に不相当と認めたとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例の規定は、令和3年4月1日から租税特別措置法施行令第6条の3第9項第1号又は第28条の9第9項第1号に定める期間の末日までの期間において取得等された家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地について適用する。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例の一部改正)

3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例（平成19年高山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(適用除外) 第3条 <u>過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例（平成16年高山市条例第23号）</u> の適用を受けることができる施設は、この条例の規定は適用しない。	(適用除外) 第3条 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例（令和3年高山市条例第__号）</u> の適用を受けることができる施設は、この条例の規定は適用しない。

(高山市企業立地促進条例の一部改正)

4 高山市企業立地促進条例（平成18年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(13) (略) (14) 過疎地域 <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項</u> の規定により公示された本市の区域をい	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(13) (略) (14) 過疎地域 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項</u> の規定により公示された

<p>う。 (15)～(17) (略)</p> <p>(助成金の不交付)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 市長は、指定事業者が<u>過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例（平成16年高山市条例第23号）第2条第1項及び第2項</u>に規定する要件に適合し、投下固定資産に対して賦課された固定資産税の課税の免除を受けられると認めるときは、事業所等設置助成金を交付しない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>本市の区域をいう。 (15)～(17) (略)</p> <p>(助成金の不交付)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 市長は、指定事業者が<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例（令和3年高山市条例第 号）第2条</u>に規定する要件に適合し、投下固定資産に対して賦課された固定資産税の課税の免除を受けられると認めるときは、事業所等設置助成金を交付しない。</p> <p>3・4 (略)</p>
--	--

(高山市企業立地促進条例の一部改正による経過措置)

- 5 旧過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例（平成16年高山市条例第23号）附則第4項の規定により、なお効力を有するとされる同条例第2条第1項及び第2項の規定の適用を受ける固定資産に対する前項の規定による改正前の高山市企業立地促進条例第7条第2項に規定する事業所等設置助成金の不交付については、なお従前の例による。